

# 鳥取縣公報

昭和十八年一月八日  
第一千三百九十七號

金曜日

本報ノ大キサハ隨定規格A5判

## 縣令

### 鳥取縣令第一號

鳥取縣藥品配給統制規則施行細則左ノ通定ム

昭和十八年一月八日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取縣藥品配給統制規則施行細則

第一條 本則ニ於テ藥品トハ藥ヲ主要原料トシタル叭、繩、蕙、  
苔、綱、網、もつこ及ふこ（故ヲ除ク以下同シ）ヲ謂フ

第二條 藥品配給統制規則（以下規則ト稱ス）第三條第一項第

五號ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケントスル者ハ許可申請書ニ左ニ掲

グル事項ヲ記載シタル書類ヲ添付シ知事ニ提出スベシ

一、申請ノ事由

二、買受ケントスル叭、繩又ハ蕙ノ品目別數量、時期、生産地  
及用途

## 目次

縣令	一頁
告示	一頁
小作料統制認可	一頁
鳥取縣藥品配給統制規則施行細則ニ依ル指定	一頁
公立青年學校ノ名稱並位置變更認可	一頁
青年學校設置開校認可	一頁
鳥取縣薪炭材需給調整委員會規程中改正	一頁
食糧検査所支所同出張所ノ名稱位置及所管區域	一頁
勲力叙摺業廢業屆	一頁
彙報	一頁
大東亞戰下第二の新年	一頁
其の他	一頁

鳥取縣公報 毎週 曜日發行 (休日ニ當ル時ハ翌日)

昭和十八年一月八日 第一千三百九十七號

(昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可

00459

知事前項ノ許可ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ關係市町村又ハ農會ニ通知ス

第三條 前條ノ規定ハ鳥取縣信用購買販賣利用組合聯合會(以下產業組合聯合會ト稱ス)ガ規則第四條第二項但書ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケントスル場合ニ之ヲ準用ス

第四條 規則第三條第一項第一號ノ規定ニ依ル販賣組合ハ毎月十日迄ニ前月分ノ収、繩、蕙ノ販賣先別品目別數量ヲ知事ニ報告スベシ

前項ノ規定ハ產業組合聯合會及規則第四條第二項但書ノ許可ニ依リ販賣スル者ニ之ヲ準用ス

第五條 日本藥工品配給株式會社ヨリ藥工品ヲ買受ケタル鳥取縣藥工品小賣商業組合又ハ產業組合聯合會ハ鳥取縣藥工品集荷配給協議會ノ議ヲ經テ縣ノ決定シタル配給計畫ニ基キ之ヲ配給スベシ

知事藥工品ノ配給統制上必要アリト認ムルトキハ日本藥工品配給株式會社ヨリ藥工品ヲ買受ケタル鳥取縣藥工品小賣商業組合又ハ產業組合聯合會ニ對シ配給先、配給數量、配給時期、配給方法其他配給ニ關シ必要ナル事項ヲ命ズルコトアルベシ  
前二項ノ規定ハ日本藥工品配給株式會社ノ指圖ニ依リ販賣スル場合ハ適用セズ

第六條 自己又ハ委託ニ依リ生産シタル藥工品ヲ業務上使用又ハ消費セントスル者ハ知事ノ許可ヲ受ケベシ但シ知事ノ指定シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ許可申請書ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル書類ヲ添付スベシ  
一、申請ノ事由  
二、藥工品工場ノ場所規模及機械別臺數  
三、生産セントスル藥工品ノ品目別數量  
四、業務上使用又ハ消費セントスル藥工品ノ品目別數量及用途

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
附 則

告 示

鳥取縣告示第一號

小作料統制令第四條ノ規定ニ依リ左ノ通小作料統制ノ件認可セリ

昭和十八年一月八日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

一 認可年月日 昭和十七年十二月二十六日

00460

二 申 告

タル農地委員會

鳥取市農地委員會

米子市農地委員會

三 農地ノ所在地番、地目及面積

別冊ノ通

(別冊ハ鳥取縣内政部農務課並ニ右申請各市役所ニ備置ク)

四 認可ヲ爲シタル小作料種別額及減免條件

別冊ノ通

(別冊ハ鳥取縣内政部農務課並ニ右申請各市役所ニ備置ク)

鳥取縣告示第二號

藥工品配給統制規則第三條第一項第四號並ニ藥工品配給統制規則施行細則第六條第一項但書ニ依リ左ノ通指定シ昭和十八年一月八日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十八年一月八日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

一 規則第三條第一項第四號ノ指定數量

(一) 収ニ付テハ年間三十枚

(二) 蕙ニ付テハ年間三十枚

青年學校令ニ依リ左記公立青年學校ノ名稱並位置昭和十七年七月一日ヨリ變更ノ件昭和十七年六月三十日認可セリ

鳥取縣告示第三號

青年學校令ニ依リ左記公立青年學校ノ名稱並位置昭和十七年七月一日ヨリ變更ノ件昭和十七年六月三十日認可セリ

昭和十八年一月八日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

名 稱 位 置 設 置 者

鳥取縣日野郡公立青年學校 日野郡石見村大字

石見實業專修學校 上石見八番地 日野郡石見村

鳥取縣告示第四號

青年學校令ニ依リ左記青年學校ヲ設置シ昭和十七年七月ヨリ開校ノ件昭和十七年六月三十日認可セリ

00461

昭和十八年一月八日  
鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取縣日野郡公立青年學校 日野郡石見村大字  
石見實踐女學校 上石見八百番地 日野郡石見村

◆鳥取縣告示第五號

昭和十五年八月鳥取縣告示第六百八十號鳥取縣薪炭材需給調整委員會規程中左ノ通告ム

昭和十八年一月八日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

第三條中「鳥取縣經濟部長」ヲ「鳥取縣內政部長」ニ「木炭」ヲ「薪炭」ニ改ム

◆鳥取縣告示第六號

鳥取縣食糧検査所支所、同出張所ノ名稱位置及其ノ所管區域左ノ通之ヲ定ム

昭和十六年十二月十九日鳥取縣告示第九百七十六號鳥取縣農產物検査所、同出張所、同出張所及同派出所ノ名稱、位置及ノ所管區域ハ之ヲ廢止ス

支所名稱	鳥取縣知事 土 肥 米 之	所管區域
岩美支所	鳥取市東品治町	鳥取市及岩美郡一圓
入頭支所	入頭郡實茂村	入頭郡一圓
氣高支所	氣高郡正條村	氣高郡一圓
東伯支所	東伯郡日下村	東伯郡一圓
西伯支所	米子市萬能町	米子市及西伯郡一圓
日野支所	日野郡江尾村	日野郡一圓
支所名稱	出張所ノ名稱 位置	所管區域
岩美支所	鳥取出張所	鳥取市
同	米里 同	岩美郡米里村
同	倉田 同	倉田村
同	宇倍野 同	宇倍野村
同	成器 同	成器村、大茅村
同	面影 同	面影村
同	津ノ井 同	津ノ井村
同	福部 同	福部村

00462

浦富 同 浦富町

本庄 同 本庄村

小田 同 小田村

岩井 同 岩井町

入頭支所 實茂出張所

國中 同 國中村

船岡 同 船岡村

河原 同 河原町

西郷 同 西郷村

散鼓 同 散鼓村

用ヶ瀬 同 用ヶ瀬町

佐治 同 佐治村

社 同 社村

智頭 同 智頭町

安部 同 安部村

浦富	同	浦富町	同	大岩村、網代村、富町、東村	同	中私都同	同	上落部村
本庄	同	本庄村	同	本庄村	同	下私都同	同	下私都村
小田	同	小田村	同	小田村	同	氣高支所	同	氣高郡大和村、神戶村
岩井	同	岩井町	同	同	同	美穂 同	同	美穂村
入頭支所	同	入頭郡實茂村	同	入頭郡實茂村	同	大正 同	同	大正村、東郷村
國中	同	國中村	同	國中村、國英村	同	豐實 同	同	豐實村
船岡	同	船岡村	同	同	同	明治 同	同	明治村
河原	同	河原町	同	同	同	湖山 同	同	湖山村、末恒村
西郷	同	西郷村	同	同	同	松保 同	同	松保村
散鼓	同	散鼓村	同	同	同	千代水 同	同	千代水村
用ヶ瀬	同	用ヶ瀬町	同	同	同	大郷 同	同	大郷村
佐治	同	佐治村	同	同	同	寶木 同	同	寶木村
社	同	社村	同	同	同	瑞穂 同	同	瑞穂村
智頭	同	智頭町	同	同	同	鹿野 同	同	鹿野町
安部	同	安部村	同	同	同	正條 同	同	正條村、勝谷村
入東	同	入東村	同	同	同	逢坂 同	同	逢坂村
若櫻	同	若櫻町	同	同	同	青谷 同	同	日置村、日置谷村、青谷町
同	同	同	同	同	同	東伯支所	同	東伯郡西郷村、三朝村



彙報

大東亞戰下 第二の新年

全縣民國內即戦場の實踐に徹し 決然必勝態勢の増強に邁進せん

大東亞戰下皇軍の赫々たる大戦果のもと、こゝに皇紀二千六百三年、昭和十八年の新春を迎へること、洵に吾々皇國の民として絶大の歡喜、絶大の光榮であると共に、又この輝かしき大戦勝に伴ふ皇民の重大責務を思ひて、愈々緊張せる戦時生活の徹底に邁進すべきを痛切に感ずる次第である。

想ふに僅かに一年有餘の前、一昨年十二月七日までは太平洋の西邊に孤立してゐたに過ぎぬ我が日本は、今や南にマライ、スマトラ、小スンダ、大スンダの列島から、ニューギニアの島々を抱く如く新たなる占領地としてこれを掌中に收め、その面積は支那に於ける占領地を加へればわが本土の十倍に達し、更に北方アリューシャン列島より西はインド洋を越えてマダガスカル島を襲ひ大西洋へで進撃し、一面滿洲國、中華民國の建設はハ々と進み

て北疆の守りも固く、必要に應じては何時にても世界の何處の地何れの海にも我が日章旗の俤容を誇示し得るの態勢を堅持してゐるのである。御秘威の下皇軍の奮闘に對して吾等は無限の感謝を捧ぐると共に、萬里異域、酷熱嚴寒、瘴癘の天地に身を曝して羸弱苦闘する將兵の勞苦を偲び、またこの間命を君國に捧げて大東亞建設の礎石となり、護國の神となられた英靈に對して感激の至情を盡し、遺族家族の人々の苦衷を察して益々援護の誠を捧ぐべきを切に感ずるものである。

然しながら敵はこの一ケ年に亘る敗戦にも決して勝利の希望を捨てない。今や彼は尤大なる經濟力を以て戦力恢復に奮進し、反攻に出で、我を覆滅せしめんと懸命の努力をつくしてゐる。吾等は益々必勝の覺悟を新たにし、萬難を排して最後の勝を制しなればならない。

00466

00465

御躬ら御親告遊ばされたのであるが、今回の如く戦争の最中に於て、陛下御躬ら御参拜あらせられたことは神宮寶座以來未だ嘗てその例を見ぬところであり、先蹤を仰げば遠く神武創業の古へに遡るべきであると聞く。この未だ嘗て見ぬ御参拜を今回御躬ら遊ばされたといふことから拜察しても、大東亞戦争が有史以來未曾有の大國難であり、又日を逐ふてその重大性を加へつゝあることがひし／＼と痛感されるのであつて、吾等は今こそ一億一心、有難き聖慮を奉戴して征戦の本義を体得し、たゞ臺地に米英撃滅に突進せねばならぬことを感ずるのである。

そも、今次の戦は宣戦の詔書並に日米交渉の経過によつて明かな如く、彼の暴虐不遜の壓迫に對して帝國が自存自衛の爲に敢然として起ち、一切の障礙を破砕せんとするに至つた已むなきに出づる戦である。開戦前の十一月二十六日敵米國は、我が五ヶ年に亘つて十萬の英靈を捧げ、血を以て戦つた支那を放棄し、世界新秩序の戦を誓つた日獨伊三國條約を廢棄せよと要求した。彼はかゝる亂暴な要求の下にこれを聞かねば一切の商議を進めずといふ態勢を持し、同時にハワイの太平洋艦隊に對して開戦準備を命じたのである。米英は口に正義人道を稱へながら、インド、支那、臺灣、東印度、太平洋諸島に對して天人共に許さざる侵略と擄取を續け、今や世界を征服してそのすべてを自己の傘下に置き自己

の利益の爲に世界を蹂躪せんとしてゐるのである。全く彼等の稱ふる正義人道は自己を中心とする正義人道であつて、自己の利益の爲には他を犠牲にし、他を塗炭の苦しみに陥れて顧みないのが彼等である。しかも彼等が開戦後、我が在外居留民を始め輻輳人を慮遇する有様は、近く彼我の交換船によつて歸還した人々の談話にも度々聞いて、俱に天を戴かざる仇敵として切齒に堪えぬ處である。

さりながらこの大東亞戦争は決してかゝる消極的な目的のみの戦ではないのであつて、全く八紘爲宇、世界の人類をして各々その處を得しめんとする皇道宣布の義戦であり、國体顯現の爲の聖戦である。華國の大理想を世界に宣布し顯現せんとする爲に、これに服せざる敵米英に對して膺懲の劍が抜かれたのである。従つて我が主張するところに彼を屈伏させ、心服せしめるまで國運を賭して戦ひ抜かるべき戦である。

今や敵は必死の力を盡して反攻に邁進してゐる。昨年八月七日の第一次ソロモン海戦以來十一月十五日に至る數次の海戦に於て米海軍の六隻の戦艦を始め計九十六隻の艦船と二十三隻の輸送船を撃沈破し、飛行機八百五十機以上を撃墜破したのであるが、我もまた戦艦一隻沈没、同一隻大破、巡洋艦一隻、驅逐艦三隻沈没、輸送船七隻大破など艦船の撃沈破三十五隻を算し、飛行機ま

た二百三十七機の犠牲を出してゐるのであつて、我等は一隻失へば二隻建設し、百機を失へば二百機を製して最後の勝を制しなければならぬ。そして開戦一ヶ年に築かれた戦果を土臺としてこの有利な態勢をいよゝ強化し、速かに敵を屈伏せしめて征戰目的を貫徹しなければならぬのであつて、これが爲には愈々軍備を充實し、國防生産力を擴充し、輸送力を増加し食糧を確保し、一面一般物資の節約と國民貯蓄に努めて戦力を増強しなければならぬ。かくて必勝の信念の下に大和魂を發揮し、最後の勝を占めなければならぬ。戦は實に信念と努力の競争であり、最後まで必勝の信念に於てあらゆる困苦に堪えつゝ最大の努力を盡す者が勝利を得るのである。勝敗の責任は吾々國民一人々々の双肩にかゝつてゐることを忘れてはならぬ。

工場に働く者は作業能力を増進し、農業に従事する者はその生産を極力増大し、事務に當る者は愈々能率を向上し、商業を営む者は私利を超えて國家の方針に協力してこそ戦に勝てる。吾等日常の一舉手一投足が戦力の増強であつて、吾等が更に一層の努力を爲すか安きを求めるかによつて戦の勝敗は岐れるのである。今こそ洵に一億國民奮起の秋、吾等は敢然國內これ戦場の精神に徹し、奮争として奮迅苦闘せねばならぬ。

滅私奉公、盡忠報公、これこそ決戦下の國民の覺悟である。新

年を迎へて徒らに慰樂を求め、蘇屠に飽きて陶然たらんとするは平時の新年である。配給の酒肴に一年の勞を醫するはよい。しかしそれは更に進んで各自の職域に邁進せんとする覺悟を新たにするものでなければならぬのである。新年に當り、切に各位の新なる覺悟と奮起とを切望する次第である。

週報・寫眞週報掲載内容 (二月六日發行)

週報

卷頭言

戦争生活を實踐せよ

○新年の戦局に對する觀察

○今年こそ激戦の年

○國際狀勢の展望

○玄米食のはなし

◆寫眞週報

○勅題 農村新年……妙高山麓にて

○北邊至嚴の守り(ソ満國境)

○お正月の休みもなく活動を續ける○○防空隊

○大分國民學校航空隊一日入營

○お正月の休みには慰問袋を送りませう

○雨の兵隊さんからお便りいろゝ

○煙草を愛頭も自給自足——ビルマ貨物廠

○安南の小供のあそび

昭和十八年一月八日印刷  
昭和十八年一月八日發行

發行所 鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣氣高郡大正村大字古海  
印刷所 鳥取刑務支所